第9章 保育所

1. 保育所のあらまし

(1) 保育所の目的

児童は、本来その家庭の両親の温かい愛情のもとに育てられることが最も自然であり理想ですが、近年の社会情勢の変化で児童の保育にあたるべき保護者が労働に従事したり、病気にかかったり、あるいは、家人の看護にあたる等のため家庭において十分な保育ができない場合、その保護者との契約によりその乳幼児を保育することを目的とする施設が保育所です。

市では保育に欠ける児童について個々の家庭の実情を把握し、次の「保育所入所基準」に照らして 入所の可否を決定します。

(2) 保育所入所基準

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情である場合です。しかし、その家庭の 親以外の人が児童を保育できる場合は対象にはなりません。

- ①昼間家庭の内外で仕事をすることが普通で、保育ができない場合。
- ②母親が妊娠中であるか又は出産後間もないため、保育ができない場合。
- ③疾病、若しくは負傷、精神若しくは身体に障害等により保育ができない場合。
- ④親族の看護・介護にあたり保育ができない場合。
- ⑤火災や風水害や地震などの災害により、その復旧の間保育ができない場合。
- ⑥起業準備又は求職活動をしている場合。(但し90日以内)
- (7)就学や職業訓練校等における職業訓練を行っている場合。
- ⑧育児休業所得時に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合。(3歳以上に限る)
- ⑨その他、特殊な事情により保育ができない場合。
- ※上記は、27年度からの新制度施行にあたり見直しとなった保育所入所に係る基準です。

(3) 入所児童と保育料

市は保護者から「保育に欠ける児童」について保育所入所の申込みがあった場合、保育所の入所基準に該当すれば保育所の利用について認定をします。

保育料は、保護者の負担能力、児童の年齢により定められた額を徴収します。(P40~大町市保育料 徴収基準額表参照)

(4) 認定こども園・幼稚園との違い

幼稚園は学校教育法に基づく小学校就学前の幼児に対する教育施設(学校)で、保育園は家庭の 事情で乳幼児を保育出来ない場合に保育を行う児童福祉施設で、認定こども園は、幼稚園機能と保 育所機能を併せ持つ施設です。

国は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を推進する方針で、保護者の就労状況が変化しても継続して利用することのできる施設として、既存の保育所や幼稚園が認定こども園化することを推進しています。

2. 大町市保育所の概況

(1) 保育所の現況

大町市の保育所の歴史は町村合併前の昭和27年に第1保育園からはじまり、以来市民の要望にこた え7保育所を開設し、平成18年1月に市町村合併によって2園が増え9園となりました。その後23年 度には2園を統合し、現在8園が設置されています。職員配置についても各園に専任園長を配置してい ます。また、保育士の数について国の基準では、0 歳児 3 人につき 1 人、 $1\sim2$ 歳児 6 人につき 1 人、3 歳児 20 人につき 1 人、 $4\sim5$ 歳児 30 人につき 1 人以上となっています。定員については、児童の出生率が昭和 50 年ごろをピークに年毎に減少したことから昭和 57 年 4 月からの定員は 1,010 名から 960 名に、平成元年 4 月には 660 名、13 年 4 月には定員を 10 名増やし 670 名、14 年 4 月にも 10 名増やし 680 名、その後 18 年 1 月には市町村合併により 770 名となり、23 年 4 月からは現在の 740 名としました。

また、少子化により園児数は減少傾向にありますが、核家族化や女性の社会進出など、子供と家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、多様な保育ニーズに対応した乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育、子育て支援センターなどの事業を進めてきました。

施設整備としては、平成11年12月にどんぐり保育園(旧第7)を移転改築、16年3月にしらかば保育園(旧第4)を移転改築、20年3月にはなのき保育園(旧第2)を移転改築、23年4月にもみのき保育園(旧第5)とこぶし保育園(旧第6)を統合し、くるみ保育園を新設しました。

(2) 保育所費に係る財源

平成 26 年度の保育所費の決算額は、545, 142, 074 円で、その財源内訳は次のとおりです。

(参考) 保育所費財源内訳

豆八	26 年度決	算額	25 年度決算額		
区分	財源内訳	構成割合	財源内訳	構成割合	
国補助金・負担金	2, 926, 000	0. 54%	0円	0.00%	
県補助金・負担金	2, 986, 000	0. 58%	3, 958, 000 円	0. 79%	
保護者負担金 (入所児分)	114, 755, 210 円	21, 05%	117, 654, 960 円	23. 37%	
同上 (特別保育分)	4, 556, 700 円	0. 84%	4, 365, 200 円	0. 87%	
管外保育負担金	0円	0.00%	2, 957, 160 円	0. 59%	
給食費職員等実費徴収	6, 973, 000 円	1. 28%	6, 767, 900 円	1. 34%	
その他収入	0円	0.00%	0円	0.00%	
市負担金	412, 945, 164 円	75. 71%	367, 716, 605 円	73. 04%	
合計	545, 142, 074 円		503, 419, 825 円	_	

(3) 保育時間

保育時間は全園(平日・土曜日)8:30~16:30までの間となっています。

(開所時間は7:30~19:00)

(4) 保育料 (別紙 平成27年度保育料徴収基準額表参照)

- ① 在籍者は、その月の保育料を納付することになっています。
- ② 同一世帯で 2 人以上の児童が保育所に入所しているとき、又は幼稚園等に入所(利用)している 就学前児童がいるときの保育料は徴収基準額表備考欄のとおり、保護者負担の軽減を図っています。

③ 時間外保育料

区分	時間	利用料
	午前 7 時 30 分~午前 8 時 30 分まで	500 円/月
	午前 8 時 00 分~午前 8 時 30 分まで	-
	午後 4 時 30 分~午後 5 時 00 分まで	500 円/月
月曜日から土曜日まで	午後4時30分~午後5時30分まで	1,000円/月
	午後4時30分~午後6時00分まで	1,500円/月
	午後4時30分~午後6時30分まで	2,000円/月
	午後4時30分~午後7時00分まで	2,500円/月
臨時に	100 円/時間	

※時間外保育を2人以上受ける場合、2人目からは半額とする。

④ 一時保育料

区 分	金額 (1時間当たり)
3 歳 未 満 児	300円
3 歳 以 上 児	150 円

※やむを得ない事由により第4第1号の保育時間を超えた場合(午前7時30分から午後7時までの間に限る。)は、3歳未満児にあっては1時間当たり300円、3歳以上児にあっては1時間当たり150円の超過料金を徴収する。

⑤ 休日保育料

区 分	金額 (1時間当たり)
3 歳 未 満 児	300 円
3 歳 以 上 児	150 円

[※]休日保育は児童センターで実施。

表 施設状況(平成27年4月1日現在)

園 名	所 在 地	開設年月日	面積	定 員	職員
かえで保育園	大町 2297 番地 1	S28. 3.16 S51. 4. 1 新	941.22 m²	90 人	15 人
はなのき保育園	大町 3504 番地 9	S29. 4. 1 S46. 4. 1 改 S56. 4. 1 增 H20. 3 改	1, 970. 96 m ²	150 人	31 人
あすなろ保育園	常盤 3601 番地 18	S37.10. 1 S55. 4. 1 改	1, 379. 51 m²	180 人	28 人
しらかば保育園	平 9365 番地 3	S40. 4. 1 H16. 3. 1 改	686.00 m ²	60 人	12 人
どんぐり保育園	社 4682 番地 26	S42. 4. 1 (開設) S48. 4. 1 公 H11.12 改	795.10 m²	60 人	14 人
たけのこ保育園	八坂 1073 番地	(H6. 4. 1 認可)	597.90 m ²	45 人	4 人
みあさ保育園	美麻 11780 番地 8	(S49. 4. 1 認可) S61. 4. 1 新	460. 42 m²	45 人	7 人
くるみ保育園	大町 5560 番地 25	H23. 4. 1 (開設)	1, 489. 58 m²	110 人	21 人
計	8 施設		8, 320. 69 m²	740 人	132 人

■平成27年度大町市保育料徴収基準額表

(3歳以上児)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)		
			保育必要量の	の認定区分	
階層区分	j	保育標準時間	保育短時間		
			(11時間保育)	(8時間保育)	
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 び特定配偶者の自立の支援に関する法 給付世帯	0円	0円		
第2階層		市町村民税非課税世帯	6,000円	5,000円	
第3階層	第1階層を除き、当該年度の4月分か	市町村民所得割課税額48,600円未満	13,000円	11,000円	
第4階層	ら8月分までの利用者負担額の算定に	市町村民所得割課税額97,000円未満	19,000円	17, 000円	
第5階層	あっては前年度分の、9月分から3月 ハナスの利用者会担照の第中にまって	市町村民所得割課税額169,000円未満	27, 000円	25, 000円	
第6階層	分までの利用者負担額の算定にあって け出該年度公の吉町村民税の額の区分	市町村民所得割課税額301,000円未満	29, 000円	27, 000円	
第7階層	は当該年度分の市町村民税の額の区分 が右欄の区分に該当する世帯	市町村民所得割課税額397,000円未満	30,000円	28, 000円	
第8階層	ル'石(喇の区ガに該当りる世帯 	市町村民所得割課税額397,000円以上	31, 000円	29, 000円	

(3歳未満児)

第 1 階層	生活保護法(昭和25年法律第1445 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促 び特定配偶者の自立の支援に関する法 給付世帯	0円	0円	
第2階層		市町村民税非課税世帯	8, 000円	6,000円
第3階層		市町村民所得割課税額48,600円未満	15, 000円	13,000円
第4階層		市町村民所得割課税額97,000円未満	22, 000円	20,000円
第5階層	あっては前年度分の、9月分から3月	市町村民所得割課税額169,000円未満	33, 000円	31,000円
第6階層	分までの利用者負担額の算定にあって	市町村民所得割課税額301,000円未満	52,000円	50,000円
第7階層	は当該年度分の市町村民税の額の区分	市町村民所得割課税額397,000円未満	62, 000円	60,000円
第8階層	が右欄の区分に該当する世帯	市町村民所得割課税額397,000円以上	72, 000円	70,000円

一備考一

- 1 この表の第3階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同 法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4 の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定保護者の属する世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者の属する世帯の階層が、第3階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年 金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に特定教育・保育施設又は 特定地域型保育事業を利用している場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部 に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけ るこの表の適用については、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げ る額(備考2の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降については 無料とする。
- 4 里親へ委託されている児童の保育料は無料とする。
- 5 支給認定子どもが年度途中において満3歳に到達した場合のその年度中の利用者負担額はこの 表の規定を適用する。

(参考) 26 年度 大町市保育料徴収基準額表

(単位/円)

哗展反 八	市町村民税及び原	近得税額等による	徴収金額	(月額)
階層区分	区	分	3歳未満児	3 歳以上児
	生活保護法(昭和25年法律第144号)	こよる被保護世帯(単給世帯を含む。)	円	円
第1階層	及び中国残留邦人等の円滑な帰国のの	足進及び永住帰国後の自立の支援に関	0	0
	する法律(平成6年法律第30号)によ	る支援給付受給世帯	<u> </u>	0
第2階層	第1階層及び第4階層から第8階層	[[] [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[] [[]	6, 000	5, 000
第3階層	を除き、前年度分の市町村民税の額の 区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課 税 世 帯	13, 000	11, 000
第4階層		40,000円未満	20, 000	17, 000
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税	40,000円以上 103,000円未満	31, 000	26, 000
第6階層	世帯であって、その所得税の額の区分	103,000円以上 413,000円未満	50, 000	28, 000
第7階層	が次の区分に該当する世帯	413,000円以上 734,000円未満	60, 000	28, 000
第8階層		734,000円以上	70, 000	28, 000

※子ども・子育て支援新制度施行に伴い、27 年度からの保育料は、保育の必要量に応じて「保育標準時間(11 時間保育)と保育短時間(8 時間保育)何れかの認定を受けることになりました。また、保育料の算定方法・階層区分の認定方法についても、従来は所得税課税額を基本としていたものが市町村民税所得割額を基本するよう変更となりました。

各年4月1日現在 (単位:人)

	23	年度	24	年度	25	年度	26	年度	27	年度
	定員	入 所 児童数	定員	入 所 児童数	定員	入 所 児童数	定員	入 所 児童数	定員	入 所 児童数
かえで保育園	90	54	90	50	90	51	90	42	90	42
はなのき保育園	150	128	150	128	150	116	150	128	150	116
あすなろ保育園	180	132	180	131	180	140	180	126	180	125
しらかば保育園	60	63	60	61	60	54	60	52	60	47
どんぐり保育園	60	58	60	54	60	53	60	58	60	51
たけのこ保育園	45	7	45	6	45	13	45	9	45	10
みあさ保育園	45	22	45	12	45	17	45	12	45	19
くるみ保育園	110	96	110	80	110	75	110	79	110	62
合 計	740	560	740	522	740	519	740	506	740	472

表 年度別・園別入所児童一覧表(3歳未満児)

各年4月1日現在 (単位:人)	各年 4	月 1	日現在	(単位:	人)
-----------------	------	-----	-----	------	----

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	入所児童数	入所児童数	入所児童数	入所児童数	入所児童数
かえで保育園	13	9	11	10	11
はなのき保育園	27	29	30	43	27
あすなろ保育園	12	15	15	21	29
しらかば保育園	10	6	5	7	9
どんぐり保育園	15	10	4	12	10
たけのこ保育園	1	0	1	2	4
みあさ保育園	3	2	2	4	7
くるみ保育園	22	11	14	17	12
合 計	101	82	82	116	109